

北本市協働推進等庁内検討委員会検討報告書の概要について

1 市民参画推進条例（案）の検討

市民検討委員会から提出された『北本市市民参画推進条例に位置づけるべき項目について－北本市市民参画推進条例等市民検討委員会中間報告－平成22年10月1日』（以下『市民検討委員会中間報告』という。）を確認し、北本市市民参画推進条例（案）を作成した。

庁内検討委員会の検討により、市民検討委員会から提案された『市民検討委員会中間報告』に対する変更点及び追加事項は、以下のとおり。

- (1) パブリック・コメント手続条例の分離
- (2) 市民参画の対象となる事業の具体的明示
- (3) 北本市市民参画推進審議会の設置
- (4) 市民参画情報の発信

2 協働推進条例（案）の検討

庁内検討委員会において、『北本市協働推進条例制定の基本的な考え方』を作成し、市民検討委員会における議論の指針とした。

また、市民検討委員会と作業部会との合同会議を開催し、協働推進条例に位置づけるべき項目を検討した。

- (1) 『北本市協働推進条例制定の基本的な考え方』の作成
- (2) 北本市市民参画推進条例等市民検討委員会・北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会合同会議の開催による協働推進条例に位置づけるべき項目の検討

3 市民公益活動促進施策の検討

市民検討委員会と作業部会との合同会議では、市内の市民公益活動団体をアンケートの対象とした「協働推進及び市民活動促進のためのアンケート」実施に向け、グループ討議を行った。

また、北本市における市民活動支援の現状について確認し、北本市における望ましい市民活動支援のあり方について検討した。

検討結果については、『合同会議報告』に詳細を記載している。

今後、市民検討委員会の意見をもとに、引き続き庁内検討委員会において、市民公益活動促進施策を検討し、施策体系をまとめる必要がある。